○法務省告示第百四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十二日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
北海道ＨＳＬ日本語学校	北海道	北海道ＨＳＬ日本語学校［項を加える。］	北海道
北海道日本語学院札幌本校	北海道	［同上］	［同上］
［略］	［略］		
上野法律ビジネス専門学校	岩手県	上野法律ビジネス専門学校［項を加える。］	岩手県
盛岡情報ビジネス専門学校	岩手県	［同上］	［同上］
［略］	［略］		
みらい日本語学校	茨城県	みらい日本語学校［項を加える。］	茨城県
アティスインターナショナルアカデミー	栃木県	［同上］	［同上］
［略］	［略］		
ＹＭＣＡ国際ビジネス専門学校	神奈川県	ＹＭＣＡ国際ビジネス専門学校［項を加える。］	神奈川県
早稲田ＥＤＵ日本語学校横浜校	神奈川県	［同上］	［同上］
［略］	［略］		
富山国際学院	富山県	富山国際学院［項を加える。］	富山県
富山情報ビジネス専門学校	富山県	［同上］	［同上］
［略］	［略］		
日生日本語学園浜松校	静岡県	日生日本語学園浜松校［項を加える。］	静岡県
浜松日本語学院	静岡県	［同上］	［同上］
［略］	［略］		
愛知国際学院	愛知県	愛知国際学院［項を加える。］	愛知県
アイリス・ジャパニーズランゲージスクール	愛知県	［同上］	［同上］